

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます 年末調整や確定申告で添付等が義務付けられています

国民年金保険料は、税の申告をする時、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。  
この社会保険料控除の申告について、平成17年3月に所得税法が改正され、平成19年中に納めた保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、保険料を支払ったことを証明する書類（領収証書等）の添付等が義務付けられています。

このため、国民年金保険料を納付した人には、社会保険庁から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管してください。

| 送付時期   |            |
|--|------------|
| 平成19年1月1日から10月1日の間に保険料を納付した場合                        | 平成19年11月上旬 |
| 平成19年11月上旬の送付対象とならなかった人で、10月2日から12月31日までの間に初めて納付した場合 | 平成20年2月上旬  |

手続きやご不明な点等があれば、住民票のある市町村役場の国民年金担当窓口または最寄りの社会保険事務所まで、お問い合わせください。

### 奈良社会保険事務局

■問合先 五條市役所市民課年金係 ☎22・4001（内線268、370）  
大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531

## 奈良県の最低賃金

最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等を含め、すべての労働者に適用されます。使用者は、適用される最低賃金額等を周知するとともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

|         |              |     |      |
|---------|--------------|-----|------|
| 奈良県最低賃金 | (19.10.25発効) | 時間額 | 667円 |
|---------|--------------|-----|------|

### 「守ろう！確かめよう！この最低賃金」

詳しくは、次までへお気軽にお問い合わせください。

■問合先 奈良労働局 ☎0742・32・0206  
大淀労働基準監督署 ☎0747・52・0261

## 11月は 国民健康保険税（5期） の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替（自動払込）をご利用ください。

納期限は11月30日（金）です。

■問合先  
保険課保険税係 ☎（内線266、368）